

異物混入に気を付けましょう

有害生物、毛髪、硬質異物などによる異物混入は、消費者への健康被害はもちろん、事業者のイメージ悪化など、大きなダメージとなります。それぞれの原因に合わせて適切な対策をとり、異物混入を防ぎましょう。

①有害生物

ハエ、ゴキブリなどの昆虫は食品施設で生息が多く、代表的な異物混入の原因の一つです。

<対策>

- ・外部からの侵入を防ぐ：出入口、網戸の破損などのチェック
- ・施設内部での発生を防ぐ
 - ：不衛生な施設内では有害昆虫が発生しやすくなります。
 - 食品の残渣が残らないように、施設内を衛生的に保ちましょう



②毛髪

毛髪は異物混入苦情で最も多く報告されています。従業員の毛髪が食品中に混入しないよう適切な対策をとりましょう。

<毛髪対策の3原則>

- ・持ち込まない：衣服に毛髪を付けたまま施設に入らない
- ・発生させない：衣服の中から毛髪を落とさない
- ・入れない：施設内に落下した毛髪を製品に入れずに除去する。



③硬質異物

金属片やガラス片などの混入は、喫食時に口を切るなどの健康被害につながるなど影響が非常に大きいものとなります。

<対策>

- ・原因となるものを持ち込まない
- ・機器・器具の定期的なメンテナンスの実施



◎5S活動（整理・整頓・清掃・清潔・習慣）の徹底を!!

5S活動を実施することで、不要物が減り、施設が衛生的になります。日頃から5S活動を徹底し、異物混入を防ぎましょう。

食品衛生法改正により「営業届出制度」が創設されました

食品衛生法の改正に伴い、令和3年6月から「営業届出制度」が始まりました。

営業許可が不要な業態であっても、食品の製造・販売などを行う事業者は保健所への届出が必要になります。

届出が必要になる可能性のある場合は、西部保健所へご相談ください。

- ・食品を取り扱う事業者は、以下の場合を除き営業届出が必要になります。

<営業届出が不要な場合>

- ・営業許可に該当する業種
- ・農業、水産業の採取業にあたる場合
- ・危険が少ない食品（カップラーメンなど）



営業許可
営業届出
許可・届出不要



◎届出に該当するかどうかは、保健所までご相談ください

届出の方法

- ①インターネットによる届出
厚生労働省の「食品衛生申請等システム」を使用し、インターネットにより行ってください
- ②保健所での届出
保健所に来所して頂き、届出を行ってください



届出に必要な書類

- ・届出をする方の身分証明書等（法人の場合は登記簿謄本の写し等）
- ・食品衛生責任者の証明書類
- ・HACCP衛生管理計画



届出の期限

令和3年6月以前に営業を営んでいる方は、令和3年11月30日までに届出をしてください。令和3年6月1日以降に開業される方は、開業時に届出が必要になります。



ご不明な点は保健所までご相談ください